○福岡県公安委員会告示第三百五十八号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第一項の規定に基づき、次の指定暴力団を同項に規定する特定抗争指定暴力団等として指定するので、同条第八項において準用する同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十七日

福岡県公安委員会委員長　渋田　一典

一　(一)　名称　道仁会

(二)　主たる事務所の所在地　福岡県久留米市京町二百四十七番地六

(三)　代表する者の氏名　小林哲治

(四)　代表する者の住所　福岡県久留米市東櫛原町千三百三十一番地二

(五)　指定番号　九〇一〇―二

(六)　警戒区域　福岡市、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、うきは市、朝倉市、みやま市、糸島市、筑紫郡、糟屋郡宇美町、志免町、須恵町及び粕屋町、朝倉郡筑前町、三井郡、三潴郡並びに八女郡の区域（島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。）

(七)　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

二　(一)　名称　九州誠道会

(二)　主たる事務所の所在地　福岡県大牟田市上官町二丁目四番地二

(三)　代表する者の氏名　朴　政浩

(四)　代表する者の住所　福岡県大牟田市明治町三丁目三番地二―九〇一号

(五)　指定番号　九〇一一―一

(六)　警戒区域　福岡市、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、うきは市、朝倉市、みやま市、糸島市、筑紫郡、糟屋郡宇美町、志免町、須恵町及び粕屋町、朝倉郡筑前町、三井郡、三潴郡並びに八女郡の区域（島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。）

(七)　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

○佐賀県公安委員会告示第四号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第一項の規定に基づき、次の指定暴力団を同項に規定する特定抗争指定暴力団等として指定するので、同条第八項において準用する同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十七日

佐賀県公安委員会委員長　内田　健

一　(一)　名称　道仁会

(二)　主たる事務所の所在地　福岡県久留米市京町二百四十七番地六

(三)　代表する者の氏名　小林哲治

(四)　代表する者の住所　福岡県久留米市東櫛原町千三百三十一番地二

(五)　指定番号　九〇一〇―二

(六)　警戒区域　佐賀県の区域（島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。）

(七)　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

二　(一)　名称　九州誠道会

(二)　主たる事務所の所在地　福岡県大牟田市上官町二丁目四番地二

(三)　代表する者の氏名　朴　政浩

(四)　代表する者の住所　福岡県大牟田市明治町三丁目三番地二―九〇一号

(五)　指定番号　九〇一一―一

(六)　警戒区域　佐賀県の区域（島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。）

(七)　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

○長崎県公安委員会告示第四十二号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第一項の規定に基づき、次の指定暴力団を同項に規定する特定抗争指定暴力団等として指定するので、同条第八項において準用する同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十七日

長崎県公安委員会委員長　上田　惠三

一　(一)　名称　道仁会

(二)　主たる事務所の所在地　福岡県久留米市京町二百四十七番地六

(三)　代表する者の氏名　小林哲治

(四)　代表する者の住所　福岡県久留米市東櫛原町千三百三十一番地二

(五)　指定番号　九〇一〇―二

(六)　警戒区域　佐世保市、諫早市、大村市、東彼杵郡及び北松浦郡佐々町の区域（島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。）

(七)　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

二　(一)　名称　九州誠道会

(二)　主たる事務所の所在地　福岡県大牟田市上官町二丁目四番地二

(三)　代表する者の氏名　朴　政浩

(四)　代表する者の住所　福岡県大牟田市明治町三丁目三番地二―九〇一号

(五)　指定番号　九〇一一―一

(六)　警戒区域　佐世保市、諫早市、大村市、東彼杵郡及び北松浦郡佐々町の区域（島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。）

(七)　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

○熊本県公安委員会告示第二十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第一項の規定に基づき、次の指定暴力団を同項に規定する特定抗争指定暴力団等として指定するので、同条第八項において準用する同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十七日

熊本県公安委員会委員長　武藤　徳子

一　(一)　名称　道仁会

(二)　主たる事務所の所在地　福岡県久留米市京町二百四十七番地六

(三)　代表する者の氏名　小林哲治

(四)　代表する者の住所　福岡県久留米市東櫛原町千三百三十一番地二

(五)　指定番号　九〇一〇―二

(六)　警戒区域　熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇城市、合志市、玉名郡、菊池郡菊陽町並びに上益城郡御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町の区域（島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。）

(七)　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

二　(一)　名称　九州誠道会

(二)　主たる事務所の所在地　福岡県大牟田市上官町二丁目四番地二

(三)　代表する者の氏名　朴　政浩

(四)　代表する者の住所　福岡県大牟田市明治町三丁目三番地二―九〇一号

(五)　指定番号　九〇一一―一

(六)　警戒区域　熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇城市、合志市、玉名郡、菊池郡菊陽町並びに上益城郡御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町の区域（島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。）

(七)　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

○福岡県公安委員会告示第三百五十九号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第一項の規定に基づき、次の指定暴力団を同項に規定する特定危険指定暴力団等として指定するので、同条第四項において準用する同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十七日

福岡県公安委員会委員長　渋田　一典

一　名称　五代目工藤會

二　主たる事務所の所在地　福岡県北九州市小倉北区神岳一丁目一番十二号

三　代表する者の氏名　野村　悟

四　代表する者の住所　福岡県北九州市小倉北区熊谷四丁目十九番十五号

五　指定番号　九〇一〇―一

六　警戒区域　北九州市、福岡市、行橋市、豊前市、中間市、春日市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、京都郡及び築上郡の区域（島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。）

七　指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで

○山口県公安委員会告示第五十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第一項の規定に基づき、次の指定暴力団を同項に規定する特定危険指定暴力団等として指定するので、同条第四項において準用する同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十七日

山口県公安委員会委員長　越智　博

一　名称　五代目工藤會

二　主たる事務所の所在地　福岡県北九州市小倉北区神岳一丁目一番十二号

三　代表する者の氏名　野村　悟

四　代表する者の住所　福岡県北九州市小倉北区熊谷四丁目十九番十五号

五　指定番号　九〇一〇―一

六　警戒区域　下関市、山口市及び防府市の区域（島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。）

七　指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで